

保 発 0322 第 1 号
平成 30 年 3 月 22 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令の
施行について (通知)

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令 (平成 30 年政令第 58 号) が本日公布され、同日に施行されたところですが、このうち国民健康保険に関する改正内容は下記のとおりですので、その内容を御了知の上、貴都道府県内保険者への周知を図られるとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきようお願いします。

記

第 1 改正内容

- 1 国民健康保険組合に対して国が負担する平成 29 年度に係る事務費負担金 (介護納付金の納付に係るものを除く。) の算定基礎となる被保険者一人当たりの基準額を 646 円から 647 円に改定すること。(国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令 (昭和 34 年政令第 41 号。以下「算定政令」という。) 第 1 条関係)
- 2 当該年度に係る国民健康保険組合における療養給付費等に対する国庫補助金については、当該年度の前年度の 3 月 1 日から当該年度の 2 月末日までの間における療養の給付等に要した費用の額に基づいて算定するものとし、当該年度の 3 月分の療養の給付に相当する国民健康保険組合における療養給付費に対する国庫補助金については、当該年度の翌年度において補助するものとする。 (算定政令附則第 2 条関係)

第 2 施行期日

公布日 (平成 30 年 3 月 22 日。平成 29 年度分の負担金等から適用する。)